

2007年 4月 1日
メディアウェイブ株式会社

メディアウェイブインターネットサービス契約約款（一般規程）

第 1章 【総則】

第 1条（約款の適用）

当社は、メディアウェイブインターネットサービス契約約款を定め、これによりメディアウェイブインターネットサービスを提供する。

第 2条（約款の変更）

当社は、この約款を予告なく変更することがある。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款による。

第 3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

用語	意味
加入者専用回線	当社のネットワークセンタと加入者間を結ぶための電気通信回線であり、電気通信事業者の専用サービス等を利用したもの。
専用回線事業者	加入者専用回線を提供する電気通信事業者。
公衆回線	電気通信事業者の提供する電話サービス又は通信サービス。
ネットワーク接続装置	ネットワークを相互接続する装置。
ルータ	データの蓄積・交換・中継を行うネットワーク接続装置。
ネットワークセンタ	ルータの集積される当社の管理する場所。
データセンタ	サーバやネットワーク接続装置等が収容された、収容架・空調・電源等を備えた場所であって、当社又は当社が指定する者が保守・管理を行なっているもの。
ドメイン名	当社が指定する団体によって割り当てられる、インターネット上の特定空間を示す名前。
IPアドレス	インターネットプロトコル（IPv4）として定められている32ビットのアドレス。

メディアウェイブインターネットサービス	この約款に基づいて当社が提供するサービス。
メディアウェイブインターネットサービス契約	一の種類の一のメディアウェイブインターネットサービスの利用に関し、当社と契約者とが締結する契約。
契約者	メディアウェイブインターネットサービス契約の契約者。
課金開始日	メディアウェイブインターネットサービスの利用に係る料金（初期費用および一時費用を除く。）の起算日として当社が指定する日。
解約日	メディアウェイブインターネットサービス契約の解約の効力が生ずる日。
ネットフレックス通信網	メディアウェイブインターネットサービスを運営するために、当社又は当社が指定する者が保守・管理を行っている通信網。
ネットバリュー通信網	メディアウェイブインターネットサービスを運営するために、当社又は当社が指定する者が保守・管理を行っている通信網。
NTT	東日本電信電話株式会社（以下、本約款において「NTT東日本」とする。）及び西日本電信電話株式会社（以下、本約款において「NTT西日本」とする）の総称。
第1種インターネット接続サービス（商品名称「ネットフレックス」）	NTTが提供する「フレッツISDN」 _ユ 「フレッツADSL」 _ユ 「Bフレッツ」 _ユ 「フレッツ光ネクスト」及びNTT西日本が提供する「フレッツ・光プレミアム」及びアッカが提供する「ADSL」を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するサービスで、当社のネットフレックス通信網を利用するもの。
第2種インターネット接続サービス（商品名称「ネットバリュー」）	NTTが提供する「フレッツISDN」 _ユ 「フレッツADSL」 _ユ 「Bフレッツ」 _ユ 「フレッツ光ネクスト」及びNTT西日本が提供する「フレッツ・光プレミアム」及びアッカが提供する「ADSL」を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するサービスで、当社が運営するネットバリュー通信網を利用するもの。
ID	メディアウェイブインターネットサービスの利用に伴って当社が契約者に付与する、英字若しくは数字による文字列又はそれらの組み合わせによる文字列。PPPログイン名、ログイン名及びメールアドレス名を含むがこれに限られない。
パスワード	メディアウェイブインターネットサービスの利用に関し契約者を識別するために当社が契約者に付与する、英字若しくは数字による文字列又はそれらの組み合わせによる文字列。PPPパスワード、パスワード及びメールアドレス名を含むがこれに限られない。

契約アカウント	契約者が利用者を指定するメディアウェイブインターネットサービスにおいて、当社が利用者ごとに契約者に付与するID及びパスワードの総称。
---------	--

第 4条（約款の構成）

この約款は一般規程及びメディアウェイブインターネットサービスの種類毎に定める個別規程によって構成されるものとする。一般規程はメディアウェイブインターネットサービス全体について、個別規程はメディアウェイブインターネットサービスの種類毎に適用される。一般規程の内容と個別規程の内容に差異がある場合には、個別規程を優先して適用する。

第 5条（ID及びパスワード）

契約者は、当社が契約者に対し付与するID及びパスワードの管理責任を負うものとする。

2. 契約者は、ID又はパスワードを第三者に利用させてはならない。

3. 契約者は、ID又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとする。

第 6条（サービスの提供区域）

当社がこの約款で提供するサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とする。ただし、個別規程に定めがある場合にはこの限りでない。

第 7条（専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者の間で訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所を当社と契約者の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 8条（契約の単位）

当社は、一の種類の一のメディアウェイブインターネットサービス毎に一のメディアウェイブインターネットサービス契約を締結するものとする。

第 9条（権利義務の譲渡制限）

契約者は、メディアウェイブインターネットサービス契約上の権利義務を第三者に譲渡することはできない。

第2章 【申込及び承諾等】

第10条（利用の申込）

メディアウェイブインターネットサービスの利用の申込は、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出して行うものとする。

第11条（申込の承諾等）

当社は、メディアウェイブインターネットサービスの利用の申込があった時は、次条（申込の拒絶）に定める申込の拒絶事由に該当する場合を除き、これを承諾するものとする。

2．申込に係るメディアウェイブインターネットサービスの提供は、申込を受け付けた順とする。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがある。

第12条（申込の拒絶）

当社は、メディアウェイブインターネットサービスの申込者が次の各号に該当する場合には、メディアウェイブインターネットサービスの利用の申込を拒絶することができる。

（1）メディアウェイブインターネットサービス利用のために契約者が満たすべき要件が満たされていないとき。

（2）申込に係るメディアウェイブインターネットサービスの提供又は当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難なとき。

（3）メディアウェイブインターネットサービスの申込者が、当該申込に係るメディアウェイブインターネットサービス契約上の債務の支払いを怠るおそれがあるとき。

（4）申込者が現に締結し、又は、従前締結していたメディアウェイブインターネットサービス契約において、債務不履行又は不法行為を行ったことがあるとき。

（5）メディアウェイブインターネットサービスの利用の契約申込書に虚偽の事実を記載したとき。

（6）違法、不当、公序良俗違反、当社若しくは当社のサービスの信用を毀損する、又は、当社サービスを直接若しくは間接に利用する者に重大な支障をきたす等の態様でメディアウェイブインターネットサービスを利用するおそれがあるとき。

（7）その他当社が不適切と認めたとき。

2．当社が前項の規定により、メディアウェイブインターネットサービスの利用の申込を拒絶した場合であっても、当社は、申込者に対し、その事由について説明の責を負わないものとする。

第3章 【契約事項の変更】

第13条（サービス内容の変更）

契約者は、個別規程に定めがある場合には、メディアウェイブインターネットサービス契約の内容の変更を請求することができるものとする。

2. 前条（申込の拒絶）の規定は、前項の請求があった場合について準用する。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとする。

第14条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所その他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとする。

第15条（法人の契約上の地位の承継）

契約者である法人の合併又は会社分割により契約者たる地位が承継されたときは、当該地位を承継をした法人は、当社に対し、速やかに、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとする。

第16条（個人の契約上の地位の引継）

契約者である個人（以下この項において「元契約者」といいます。）が死亡したときは、元契約者に係るメディアウェイブインターネットサービス契約は、終了する。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申出をすることにより、相続人（相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人）は、引き続き当該契約に係るメディアウェイブインターネットサービスの提供を受けることができる。当該申出があったときは、当該相続人は、元契約者の当該契約上の地位（元契約者の当該契約上の債務を含みます。）を引き継ぐものとする。

2. 第12条（申込の拒絶）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条中「申込」とあるのは「申出」と、「申込者」とあるのは「相続人」と、「メディアウェイブインターネットサービスの利用の契約申込書」とあるのは「申出書」とそれぞれ読み替えるものとする。

第4章 【契約者の義務】

第17条（契約者の義務）

契約者は、一般規程及び個別規程に定められた契約者の義務を遵守するものとする。

第18条（禁止事項）

契約者は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならない。

- （1）違法、不当、公序良俗に反する態様においてメディアウェイブインターネットサービスを利用すること。
- （2）当社又は当社のサービスの信用を毀損するおそれがある態様でメディアウェイブインターネットサービスを利用すること。
- （3）当社のサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様においてメディアウェイブインターネットサービスを利用すること。

第19条（契約者の義務違反）

契約者が、第17条（契約者の義務）又は前条（禁止事項）に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとする。また、契約者がメディアウェイブインターネットサービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとする。

第5章 品質保証、責任の限定等

第20条（サービスの品質保証又は保証の限定）

メディアウェイブインターネットサービスにおける品質保証又は保証の限定に関しては、個別規程において定めるものとする。

第21条（当社の免責）

当社は、前条（サービスの品質保証又は保証の限定）によって定められた品質保証の違背による返金等、本契約約款において明示的に規定された場合を除き、契約者がメディアウェイブインターネットサービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問わない。）について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとする。

第6章 【利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止】

第22条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通

信を優先的に取り扱うため、メディアウェイブインターネットサービスの利用を制限する措置を採ることがある。

第23条（利用の中止）

当社は、次に掲げる事由があるときは、メディアウェイブインターネットサービスの提供を中止することがある。

（1）当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき。

（2）当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。

2．当社は、メディアウェイブインターネットサービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その7日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。

第24条（利用の停止等）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、メディアウェイブインターネットサービスの提供を停止又は利用を制限することがある。

（1）メディアウェイブインターネットサービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき。

（2）第17条（契約者の義務）の規定に基づき定められた契約者の義務に違反したとき。

（3）第18条（禁止事項）の規定に違反したとき。

2．当社は、前項の規定による措置を講ずるときは、契約者に対し、あらかじめその理由及び期間を通知する。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。

第25条（サービスの廃止）

当社は、当社の判断により、メディアウェイブインターネットサービスの全部又は一部を廃止することがある。

2．当社は、前項の規定によりメディアウェイブインターネットサービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、その旨を通知する。

3．本条の規定は、個別規程において別の定めをすることができるものとする。

第7章 【契約の解除】

第26条（当社の解除）

当社は、次に掲げる事由があるときは、メディアウェイブインターネットサービス契約を解除することがある。

(1) 第24条(利用の停止等)第1項の規定によりメディアウェイブインターネットサービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から1ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第1項第1号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがある。

(2) 第24条(利用の停止等)第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

2. 当社は、前項の規定によりメディアウェイブインターネットサービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。

第27条(契約者の解除)

契約者は、当社に対し、各メディアウェイブインターネットサービス契約毎に当社所定の解約申込書で通知をすることにより、メディアウェイブインターネットサービス契約を解除することができる。この場合において、当該解除の効力が生ずる日は、個別規程において定めるものとする。

2. 第22条(利用の制限)又は第23条(利用の中止)第1項の事由が生じたことによりメディアウェイブインターネットサービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係るメディアウェイブインターネットサービス契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができる。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとする。

3. 第25条(サービスの廃止)第1項の規定により、メディアウェイブインターネットサービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止されたメディアウェイブインターネットサービスに係るメディアウェイブインターネットサービス契約が解除されたものとする。

第8章 【料金等】

第28条(契約者の支払義務)

契約者は、当社に対し、メディアウェイブインターネットサービスの利用に関し、個別規程に定めるところにより料金を支払うものとする。

2. 本規程の他の条項及び個別規程で定める場合を除き、メディアウェイブインターネットサービスの利用に伴って継続的に課金される料金について、以下の場合にあっては当社が定める日割計算式を適用して算定するものとする。

(1) 課金開始日が暦月の初日以外の日である場合。

(2) 解約日が暦月の末日以外の日である場合。

(3) 契約内容の変更により料金の変更が発生した日が暦月の初日以外の日である場合。
3. 第24条(利用の停止等)の規定により、メディアウェイブインターネットサービスの利用が停止又は制限された場合の当該停止又は制限の期間における当該サービスに係るメディアウェイブインターネットサービスの料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとする。

第29条(料金調定)

メディアウェイブインターネットサービス契約について、最低利用期間内における解除、契約内容の変更その他個別規程で定める事由が発生した場合には、契約者は、個別規程に定めるところにより、調定金を支払うものとする。

第30条(品質保証違背時の減額)

メディアウェイブインターネットサービスについて第20条(サービスの品質保証又は保証の限定)の規定に基づく品質保証が設けられている場合であって、当該品質保証の違背が発生したときは、当社は、契約者の請求に基づき、メディアウェイブインターネットサービスの種類毎に定める額を料金から減額するものとする。

第31条(料金の支払方法)

契約者は、メディアウェイブインターネットサービスの料金を、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により支払うものとする。

第32条(割増金)

メディアウェイブインターネットサービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額を支払うものとする。

第33条(延滞利息)

契約者は、メディアウェイブインターネットサービスの料金その他メディアウェイブインターネットサービス契約上の債務の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息を支払うものとする。ただし、当該債務が支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われたときは、この限りでない。

第34条(割増金等の支払方法)

第31条(料金の支払方法)の規定は、第32条(割増金)及び前条(延滞利息)の場合について準用する。

第35条（保証金）

当社は、次の場合には、メディアウェイブインターネットサービスの申込の承諾にあたり、メディアウェイブインターネットサービスの申込みをした者に対し、保証金の預入を請求する。ただし、メディアウェイブインターネットサービスの申込みをした者が、国の機関若しくは地方公共団体（国又は地方公共団体に準ずる機関を含む。）又は保証金に代わる銀行（昭和56年法律第59号の銀行法第2条に規定する銀行をいう。以下この条において同じとする。）若しくは当社が指定する金融機関の保証を受けた者である場合には、この限りでない。

（1）メディアウェイブインターネットサービスの申込みをした者が、メディアウェイブインターネットサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（2）メディアウェイブインターネットサービスの申込みをした者が、一定の経理的基礎を有していないとき。

2．保証金の額及び預入期間は、当社が別に定めるところによる。

3．保証金については、無利息とする。

4．当社は、メディアウェイブインターネットサービス契約の解除があったときは、保証金をそのメディアウェイブインターネットサービス契約者に返還する。このとき、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当する。

5．前3項の規定は、銀行又は当社が指定する金融機関の保証による場合について準用する。

第9章 【個人情報】

第36条（個人情報保護）

当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護方針に基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとする。

2．当社は、取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとする。

（1）メディアウェイブインターネットサービスの提供にかかる業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含む。）

（2）メディアウェイブインターネットサービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査、及び分析を行うこと。

（3）当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む）を、電子メール等により送付すること。

（4）その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3．当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に委託又は提供

する場合がある。

4. 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合がある。

第10章 【雑則】

第37条（業務委託）

当社は、メディアウェイブインターネットサービスの提供に必要な業務の一部については、当社の指定する第三者に委託することができるものとする。

第38条（サービス利用に必要な役務等）

メディアウェイブインターネットサービスを利用するために必要な電気供給等の役務、装置等は、個別規程において明示的に規定されている場合を除き、契約者の責任において調達するものとする。

第39条（技術的事項）

メディアウェイブインターネットサービスにおける基本的な技術事項は、個別規程において定めるものとする。

【附則】

この契約約款は、2007年 4月 1日から実施する。